

⇒ 研究ノート ⇐

財政調整基金の合理的水準に関する予備的考察*

鷲見英司[†]

1. はじめに

近年、地方自治体の財政調整基金残高の著しい増加が国政の場等で問題視されてきた¹。これを受けて2017年に行われた総務省自治財政局の調査では、都道府県と市町村を合わせた財政調整基金残高が2006年度から16年度までに3兆4,521億円増加したことが示された²。

財政調整基金とは、景気悪化によって生じた財源不足や、災害等の突発的な財政需要の増大等の短期的な財源対策のために活用される財源である。そのため、そのほとんどが流動性の高い現金や預金で保有されている。一般的に、経済主体が機会費用（利子収入等）を払ってでも、流動性の高い現金や預金を保有する動機には、将来の流動性制約や資金調達制約の回避及びリスク回避志向等がある。つまり、不確実性の下で、流動性の高い現金・預金を保有すること（予備的動機）には一定の合理性がある。

同様に、地方自治体が機会費用を払ってでも流動性の高い現金・預金を保有する動機にも、災害等による財政需要の増大や税収等の変動によって生じる将来の予算制約の緩和やリスク回避志向が影響していると考えられる³。

しかしながら、近年の財政調整基金の急激な積み増しが、地方自治体の将来の予算制約の回避志向やリスク回避志向が過度に増大したためであるならば、国民経済的観点からみて、合理

* 本研究はJSPS 科研費18K01646の助成を受けたものである。

[†] 新潟大学経済学部准教授

¹ 経済財政諮問会議での議論を受けて、「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における財政状況の調査の一環として調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」と記された。

² 総務省自治財政局（2017）は、都道府県、市町村及び一部事務組合及び広域連合の（東日本大震災分を除く）財政調整基金、減債基金及び特定目的基金を対象として、2006年度末と16年度末の残高の状況、今後の中期的（3～5年）な増減見込み及び積立の方策、さらに、財政調整基金については、その積立の理由と積立の考え方を調査した。同調査によれば、2006年度から16年度末までの10年間で積立金総額は58.4%（7兆9,439億円）増加し、都道府県では80.0%（3兆1,004億円）、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む）では49.8%（4兆8,435億円）増加した。そのうち、財政調整基金は58.4%（3兆4,521億円）増加し、うち都道府県では113.1%（8,277億円）、市町村では78.6%（2兆6,245億円）増加した。特に、市町村の財政調整基金は3基金のなかで最も大きく増加した。また、財政調整基金残高の増加（3兆4,521億円）のうち、「将来の歳入減少・歳出増加への備え」が3兆364億円分、「普通交付税の合併算定替による特例処置の適用期限終了への備え」が4,157億円であった。

³ 実際に、総務省自治財政局（2017）によれば、財政調整基金を積立てる1番目の理由として、都道府県では、「景気の動向による法人関係税等の変動」、「災害」の順に高く、市町村では、「公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大」、「災害」の順に高かった。

的な水準以上に、機会損失をもたらしている可能性がある。それにもかかわらず、地方自治体が保有する財政調整基金の合理的な水準についての議論は皆無である。

したがって、本稿は、「平成の大合併」前後の約20年間の地方自治体の財政調整基金の積立てと取崩しの実態を明らかにしたうえで、財政調整基金残高の合理的な水準を探ることを目的としている。

本稿の構成は以下の通りである。2節では、過去20年間における都道府県と市区町村の財政調整基金残高の実態を明らかにする。3節では、財政調整基金残高の合理的な水準を検証するために、地方自治体の短期（単年度）と中期（3年度）の財政運営において、標準財政規模比でどの程度の財政調整基金が取り崩され、また財政調整基金残高が変動したかを過去20年間の決算データから明らかにする。最後に、4節では、本稿のまとめと課題を述べる。

2. 過去20年間の財政調整基金残高の実態

第2節では、過去20年間における地方自治体別の財政調整基金残高の実態を標準財政規模比で明らかにする。

2-1. 財政調整基金

財政調整基金は、地方財政法と地方自治法に法的根拠が定められおり、地方自治体は地方自治法第241条第1項の規定に基づき財政調整基金条例を制定し、(a) 予算で定める額を基金として積み立てる、(b) 決算上剰余金が生じたときに基金に編入する、ことになっている。すなわち、地方自治体の財政調整基金残高には、以下の関係が成立している。

$$\begin{aligned} \text{財政調整基金残高} = & \\ & \text{前期の財政調整基金残高} \\ & + (\text{財政調整基金の積立} - \text{基金の取崩}) + \text{決算剰余金の一部} \end{aligned}$$

上式の右辺2項と右辺3項はそれぞれ上述の(a)と(b)に該当しており、(a)は予算で定める額が財政調整基金として積み立てられるか取り崩されること、(b)は決算剰余金（形式収支黒字）のうち、翌年度に繰り越されなかった部分が財政調整基金として積み立てられることを示している。(b)の決算剰余金については、それを財政調整基金に積み立てて保有するか、実質収支黒字額として翌年度に繰り越すかどうかの選択は各自治体の裁量に委ねられている⁴。

⁴ そのため、自治体にとって、財政調整基金と実質収支黒字額とは同等の財源とみなすことができ、共に短期的な財政需要の変動に対する財政的余力を示している。したがって、各自治体の短期的な財政余力を示す財政指標として、財政調整基金残高だけでなく、財政調整基金に実質収支額を加えた修正実質収支額を考慮することもできる。

以下では、「平成の大合併」の前後を含む1996年度から2016年度までの約20年間の地方自治体別の財政調整基金に関連する決算データを用いて、都道府県と市区町村の財政調整基金残高の実態を市町村合併、財政力及び高齢化率との関係から明らかにする。都市については、「政令指定都市・中核市・特例市」と「一般市」に区分し、さらに一般市は人口10万人以上と10万人未満の都市に区分している。ただし、特定被災地方公共団体に指定された市町村の2010年度以降のデータと財政再生団体である夕張市はサンプルから除いている。なお、本稿で用いた地方自治体の決算データは、「財政状況資料集」、「決算カード」、「地方財政状況調査個別データ」及び「市町村別決算状況調」より得た。

2-2. 地方自治体別財政調整基金残高（標準財政規模に対する比率）の推移

図表1は1996年度から2016年度までの都道府県、市区町村別の財政調整基金残高の標準財政規模に対する比率（以下、財政調整基金比率）の平均値の推移をまとめたものである⁵。

(1) 都道府県

都道府県の財政調整基金比率の平均値は、2009年度まで2%前後で推移したが、10年度以降上昇し、14年度以降は4%超となった。

(2) 東京特別区

東京特別区の財政調整基金比率は90年代半ばから既に高水準であったが、2001年度以降10%を超え、07年度には20%超、14年度以降は30%超に拡大した。

(3) 都市

① 政令市・中核市・特例市

政令市・中核市・特例市の財政調整基金比率は、1996年度以降4%台から7%台の範囲で推移したが、11年度以降急上昇して、14年度以降は10%超になった。

② 一般市

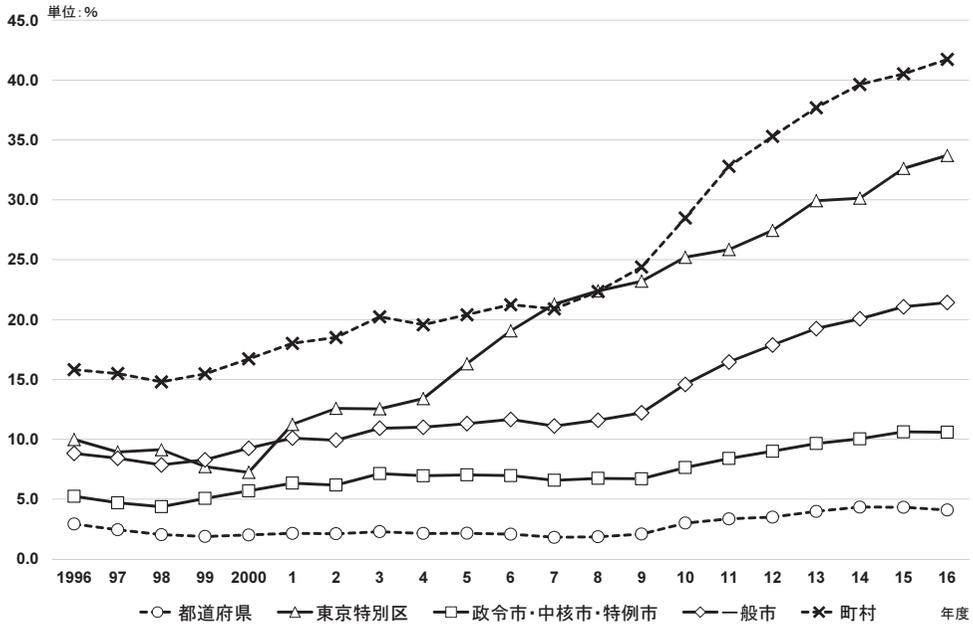
一般市の財政調整基金比率は、1996年度以降7%台から11%台の範囲で推移したが、2010年代に入って急上昇して、14年度以降は20%超になった。

(4) 町村

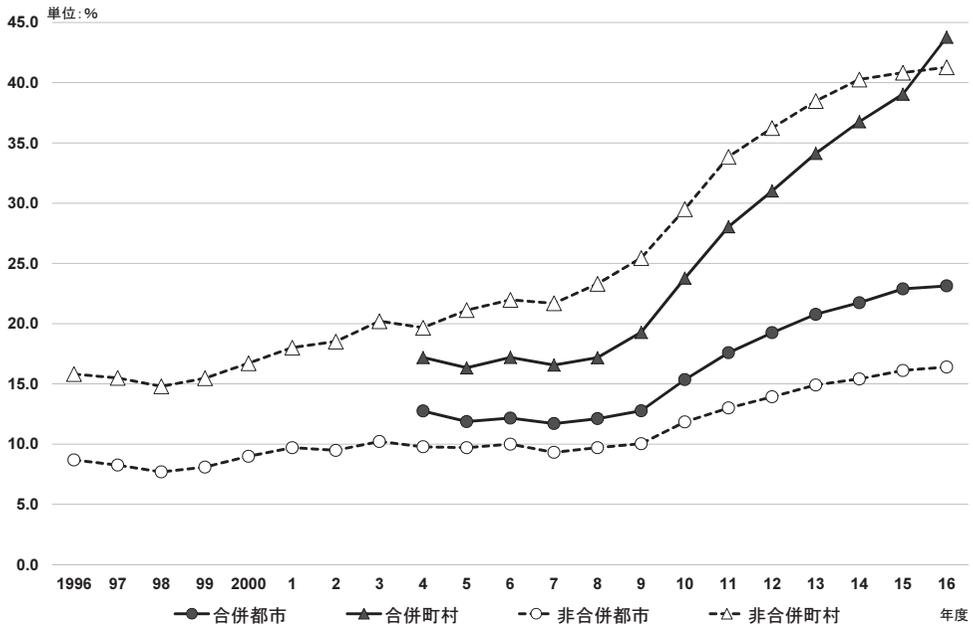
町村の財政調整基金比率は、1990年代後半で15%程度と高水準であったが、2008年度以降さらに拡大し、11年度には30%超、15年度には40%超になった。

⁵ サンプルサイズは補表1を参照。

図表 1. 地方自治体区分別財政調整基金比率の推移



図表 2. 合併団体・非合併団体別財政調整基金比率の推移



2-3. 市町村合併との関係

図表2は、1996年度から2016年度までの合併・非合併別の財政調整基金比率の平均値の推移をまとめたものである⁶。

図表2から、第1に、合併と非合併を比較すると、合併自治体の財政調整基金比率の平均値は非合併自治体よりも大きく増加したことがわかる。合併都市では2007年度の11.7%から2016年度には23.1%へと11.4%ポイント上昇したのに対して、非合併都市では9.3%から16.4%へと7.1%ポイントの上昇に止まった。合併町村も2007年度の17.2%から2016年度には43.8%へと27.2%ポイント上昇したのに対して、非合併町村では23.3%から41.3%へと19.6%ポイントの上昇に止まった。

特に、町村では財政調整基金の水準がもともと非合併町村のほうが高かったが⁷、2016年度において合併町村が非合併町村の水準を上回った（合併町村の平均値：43.8%、非合併町村の平均値：41.3%）。これには、宮下・鷺見（2017a）が明らかにしているように、合併町村が合併算定替の特例期限切れを前に合併算定替によって増加した地方交付税を積極的に財政調整基金に積み立てたことが考えられる⁸。

第2に、合併の有無に関係なく、市町村財政全体として財政調整基金残高の水準が引き上げられたが、町村は都市よりも大きく財政調整基金残高の水準を引き上げたことがわかる。これは財政基盤が脆弱である町村ほど交付税等の削減を警戒して財政調整基金の水準を引き上げた可能性がある。

2-4. 高齢化との関係

図表3は、2010年度と2015年度の都市と町村の財政調整基金比率と高齢化率との関係を示したものである⁹。

(1) 都市

都市の場合、2010年度時点では財政調整基金比率と高齢化率の間にはわずかな右上がりの関係（○破線）がみられたが、2015年度時点では、高齢化率が30%台から40%台へと上昇するにつれて、財政調整基金比率が上昇することがみてとれる（●実線）。

(2) 町村

町村の場合、2010年度時点では、財政調整基金比率と高齢化率との間には緩やかなU字型

⁶ サンプルサイズは補表2を参照。

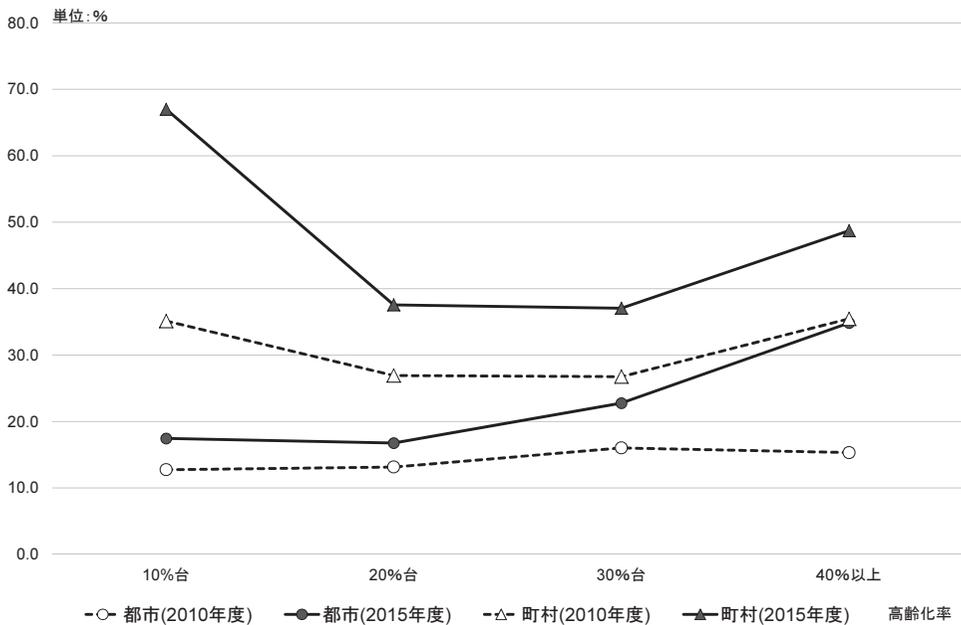
⁷ この理由として、財政力が高く、財政調整基金残高の水準が高かった町村が合併に消極的であったことが挙げられる。

⁸ 市町村の財政調整基金の積立要因に関する定量分析には、さらに足立・赤井・石川（2017）と宮下・鷺見（2017b）がある。

⁹ 詳細は補表3を参照。高齢化率は「国勢調査」。

の関係（△破線）がみられたが、2015年度時点では、すべての高齢化率で財政調整基金比率の水準が上昇し、U字型が明確になった（▲実線）。U字型の左端の高齢化率が低い町村には、大都市周辺で企業立地があって財政力があり、若年層の流入もある町村が存在すると考えられる。右端の高齢化率が高い町村には、高齢化の進展が著しいため、将来の財政制約の緩和のために、財政調整基金の水準を引き上げた町村が存在すると考えられる。

図表3. 財政調整基金比率と高齢化率の関係



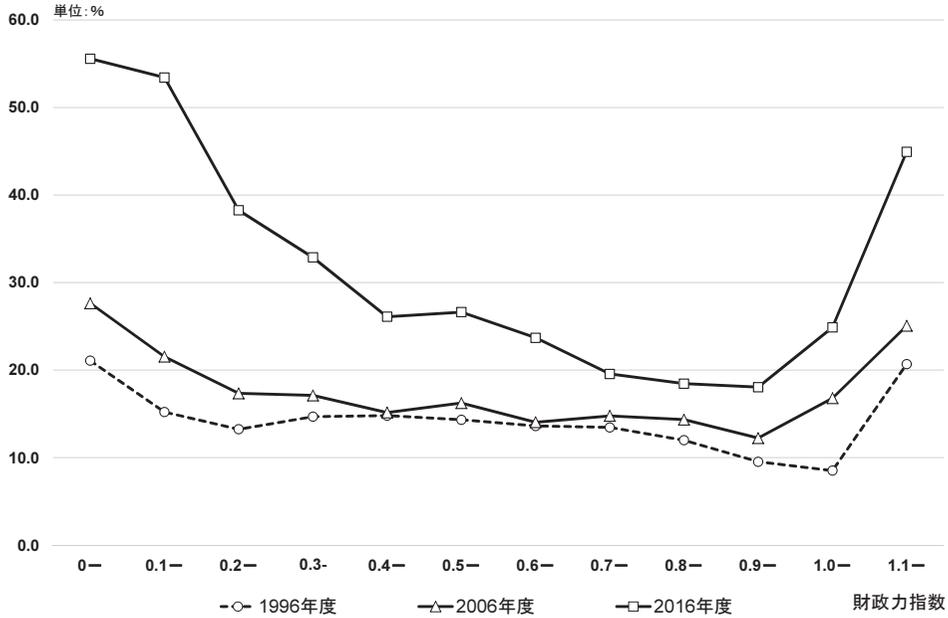
2-5. 財政力指数との関係

図表4は、1996年度、2006年度及び2016年度の市町村の財政調整基金比率と財政力指数との関係を示したものである¹⁰。

財政調整基金比率と財政力指数にはU字型の関係があり、財政力指数が最も低いグループと最も高いグループで財政調整基金比率が高いことが確認できる。1996年度時点（○破線）と2006年度（△実線）では大きな差がみられないが、2016年度（□実線）ではすべての財政力指数の水準で財政調整基金比率が上昇し、特に財政力指数が低い市町村で大きく上昇した。

¹⁰ サンプルサイズとデータの詳細は補表4(a)、4(b)を参照。

図表 4. 財政調整基金比率と財政力指数の関係



2-6. 財政調整基金の運用状況

図表 5 は、1996年度から2016年度までの地方自治体区分別の財政調整基金の現金・預金保有割合の記述統計量を示したものである。

財政調整基金の現金・預金保有割合の平均値は、都道府県では95.1%，東京特別区では81.5%，都市全体では94.8%，町村では98.3%であり、特別区で若干低いものの、平均して95%かそれ以上の財政調整基金が流動性の高い現金・預金で保有されてきたことがわかる。都市区分別にみても、政令市・中核市・特例市では90.8%，一般市では95.2%であり、小規模自治体ほど、現金・預金で保有される割合が高い傾向が確認できる。

図表 5. 財政調整基金の現金・預金保有割合の記述統計量（1996-2016年度）

	自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	955	95.05	17.13	0.00	100.00
東京特別区	479	81.51	26.30	0.23	100.00
都市	14,732	94.76	16.91	0.00	100.00
政令市・中核市・特例市	1,596	90.81	23.10	0.00	100.00
一般市	13,136	95.24	15.93	0.00	100.00
10万人超	3,336	93.11	20.34	0.00	100.00
10万人未満	9,800	95.96	14.05	0.00	100.00
町村	32,963	98.30	8.57	0.00	100.00

注：財政調整基金残高のうち、現金・預金によって運用されている割合。単位：%。

3. 財政調整基金の取崩し状況

第3節では、地方自治体の短期（単年度）と中期（3年度）の財政運営において、標準財政規模比でどの程度の財政調整基金が取り崩され、財政調整基金残高が変動したかを過去20年間の決算データから明らかにすることで、財政調整基金残高の合理的水準について考察する¹¹。

3-1. 地方自治体区分別財政調整基金の取崩状況

図表6は、地方自治体区分別の財政調整基金の取崩し額の標準財政規模に対する比率（財政調整基金取崩比率）の分布（単年度）を示している¹²。ただし、前年度に財政調整基金を保有していない自治体はサンプルから除いている。

(1) 都道府県

1996年度から2016年度までの都道府県（954サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の36.0%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで全体の94.3%が発生し、3%未満で98.1%に達する。

(2) 東京特別区

1996年度から2016年度までの東京特別区（478サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の47.7%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで全体の71.3%が発生している。取崩しの発生割合が90%に到達するのは5%未満、95%に到達するのは7%未満である。

(3) 都市

1996年度から2016年度までの都市（14,727サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の43.8%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで全体の70.1%が発生している。発生割合が90%に到達するのは5%未満、95%に到達するのは7%未満である。

① 政令市・中核市・特例市

1996年度から2016年度までの政令市・中核市・特例市（1,483サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の42.1%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで

¹¹ 総務省自治財政局（2017）が財政調整基金の積立ての考え方について調査した結果（複数回答可）、都道府県では「過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額」（34.0%）、「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」（34.0%）、「標準財政規模等の一定割合」（31.9%）、市町村では「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」（76.0%）、「標準財政規模等の一定割合」（24.2%）、「過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額」（16.0%）の順に回答が多かった。

¹² Kolmogorov-Smirnov 検定（以下、KS 検定）は、2群の分布に有意な違いが存在するかどうかを確認するために用いられる。KS 検定の結果、都道府県と都市、都道府県の町村、都市と町村のそれぞれの財政調整基金取崩比率の分布は有意に異なることが示された。

全体の79.8%が発生している。発生割合が90%に到達するのは4%未満、95%に到達するのは5%未満である。

人口規模の大きい都市のなかで、取崩比率が最も大きかったのは、2009年度の豊田市の16.7%であった。もともと法人税収に大きく依存していた豊田市では、リーマンショック後の世界的な自動車販売の減少によりトヨタ自動車を中心に域内企業の業績が大きく悪化したため、法人住民税収入が激減して、前年度末に334億円あった財政調整基金を210億円取崩した¹³。ただし、それでも2009年度末の財政調整基金残高は177億円であり、標準財政規模比では22.1%から13.9%に低下したにすぎなかった。その後2013年度まで4年連続して財政調整基金を標準財政規模の7%から10%程度取崩したが、財政調整基金残高比率は2013年度末で12.2%であった。

② 一般市

1996年度から2016年度までの一般市（13,244サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の44.0%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで全体の69.0%が発生している。発生割合が90%に到達するのは5%未満、95%に到達するのは7%未満である。

一般市のうち、人口10万人超の都市（3,448サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の39.9%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで全体の71.8%が発生している。発生割合が90%に到達するのは5%未満、95%に到達するのは6%未満である。

一般市のうち、人口10万人未満の都市（9,796サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の45.4%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで全体の68.1%が発生している。発生割合が90%に到達するのは6%未満、95%に到達するのは7%未満である。

取崩し大きい都市（標準財政規模の20%超）についてみると、合併年度に財政調整基金を大きく取り崩している団体が2003年度から2005年度に確認された¹⁴。

(4) 町村

1996年度から2016年度までの町村（32,967サンプル）のうち財政調整基金の取崩しがない割合は全体の33.9%である。標準財政規模の2%未満までの取崩しで全体の72.1%が発生している。発生割合が90%に到達するのは6%未満、95%に到達するのは8%未満である。町

¹³ 豊田市の法人住民税法人税割の税収額は市税収の1/3程度あり、2007年度の482億円、08年度の372億円から、09年度には25億円となり、前年度から350億円程度減少した。

¹⁴ これは財政コモンブル問題が発生している可能性を示唆している。合併予定自治体が合併前に地方債を増発し、その負担を合併後自治体へフリーライドする行動を実証分析した研究は複数存在するが、宮下・鷺見（2016）は、合併後の自治体間で積立金が共有されてしまう前に、合併予定自治体が積立金を取崩してしまい、純債務負担を合併後自治体に転嫁するインセンティブが存在するかどうかを検証した。その結果、財政調整基金では確認されなかったが、特に合併前町村では有意に特定目的基金が減少していたことが確認された。

村の場合、最大で標準財政規模の50%を超える財政調整基金を取り崩している。

取崩しが大きい町村（標準財政規模の40%超）についてみると、合併前の年度に大きく取り崩した団体が2003年度と04年度に確認された。また、2010年度以降では財政調整基金から特定目的基金への移し替えによって、財政調整基金を取り崩した町村¹⁵と新校舎や新庁舎の建設のために、大きく取り崩した町村が確認された¹⁶。

図表 6. 地方自治体別財政調整基金取崩比率の分布（1996-2016年度）

	都道府県	東京 特別区	都市	一般市				町村
				政令・中核・ 特例市	一般市	10万人超	10万人未満	
取崩無	35.95	47.70	43.77	42.08	43.96	39.85	45.41	33.94
0～1%未満	48.01	13.81	14.25	23.87	13.18	17.29	11.73	27.72
1～2%未満	10.17	9.83	12.09	13.89	11.88	14.62	10.92	10.40
2～3%未満	3.88	9.41	9.69	9.04	9.76	10.32	9.57	7.83
3～4%未満	0.94	5.65	6.82	4.59	7.07	6.96	7.12	5.58
4～5%未満	0.52	4.39	4.68	2.97	4.87	4.44	5.02	3.83
5～6%未満	0.42	2.51	2.99	1.55	3.16	2.47	3.40	2.78
6～7%未満	0.10	2.09	1.91	0.81	2.03	1.28	2.30	1.97
7～8%未満	0.00	1.05	1.22	0.40	1.31	1.02	1.42	1.37
8～9%未満	0.00	0.84	0.84	0.34	0.90	0.73	0.96	0.95
9～10%未満	0.00	0.63	0.48	0.34	0.49	0.23	0.58	0.79
10～15%未満	0.00	1.67	1.01	0.07	1.12	0.70	1.27	1.84
15～20%未満	0.00	0.42	0.18	0.07	0.19	0.12	0.21	0.51
20～25%未満	0.00	0.00	0.05	0.00	0.05	0.00	0.07	0.28
25～30%未満	0.00	0.00	0.01	0.00	0.02	0.00	0.02	0.14
30～35%未満	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.04
35～40%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02
40～45%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
45～50%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
50%以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

- 注：1. 第1列目は、財政調整基金取崩額の標準財政規模比率のレンジ。
 2. 第2列目以降は自治体別分布。単位：%。ただし、残高がゼロの自治体を除く。
 3. サンプルサイズ（自治体数）は、補表6を参照。

¹⁵ つまり、基金の名称が財政調整基金から特定目的基金に変更されただけで、全体の基金残高には変化がないが、決算上は財政調整基金の取崩として処理されるため、このようなケースが現れた。たとえば、北海道神恵内村、北海道上ノ国町、北海道上砂川町、北海道新十津川町、愛知県飛島村等である。

¹⁶ たとえば、大阪府能勢町、奈良県山添村等である。

3-2. 地方自治体区分別財政調整基金残高差分の分布（単年度）

図表7は、地方自治体区分別の財政調整基金残高の前年度末と当該年度末の差分の標準財政規模に対する比率（財政調整基金差分比率）の単年度の分布を示している¹⁷。ただし、前年度に財政調整基金を保有していない自治体はサンプルから除いている。差分とは、2節の財政調整基金残高の定義式の通り、取崩しだけでなく積み立て等を行った結果としての、当該年度における財政調整基金残高の変化の大きさを示している。

(1) 都道府県

図表7より単年度でみた場合、1996年度から2016年度までの都道府県（954サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナス、つまり残高が減少したのが全体の47.9%である。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の44.2%）であり、次いで1%未満の減少が41.6%と頻度が高い。最も大きく減少したのは、-7~-6%未満（1997年度の東京都）である。

(2) 東京特別区

1996年度から2016年度までの東京特別区（478サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナスになったのが全体の27.4%しかなかった。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の24.5%）であり、次いで2%以上3%未満の増加が14.0%と頻度が高い。減少領域では、1%未満の減少10.5%で最も多く、最も大きく減少したのは、-20~-10%未満であり20年間で6回存在した。

(3) 都市

1996年度から2016年度までの都市（14,727サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナスになったのが、全体の33.9%である。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の32.7%）であり、次いで1%未満の減少が14.6%と頻度が高い。最も大きく減少したのは、-30~-20%未満である。

① 政令市・中核市・特例市

1996年度から2016年度までの政令市・中核市・特例市（1,483サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナスになったのが全体の34.2%である。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の43.6%）であり、次いで1%未満の減少が20.6%と頻度が高い。最も大きく減少したのは、-20~-10%未満であり、2009年度の豊田市の-12.3%である。

¹⁷ KS検定の結果、都道府県と都市、都道府県の町村、都市と町村のそれぞれの財政調整基金差分比率の分布は有意に異なることが示された。

図表7. 地方自治体別財政調整基金差分比率（単年度）の分布（1996-2016年度）

	都道府県	東京 特別区	都市	一般市		町村		
				政令・中核・ 特別市	一般市	10万人超	10万人未満	
～-50%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
-50～-40%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03
-40～-30%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05
-30～-20%未満	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	0.04	0.19
-20～-10%未満	0.00	1.26	0.30	0.13	0.32	0.12	0.39	1.58
-10～-9%未満	0.00	0.00	0.16	0.00	0.17	0.09	0.20	0.44
-9～-8%未満	0.00	0.42	0.18	0.13	0.18	0.09	0.21	0.55
-8～-7%未満	0.00	0.63	0.35	0.13	0.37	0.29	0.40	0.72
-7～-6%未満	0.10	0.00	0.54	0.07	0.60	0.38	0.67	1.13
-6～-5%未満	0.00	0.63	0.88	0.34	0.94	0.75	1.00	1.54
-5～-4%未満	0.21	1.46	1.50	0.54	1.61	0.84	1.88	2.18
-4～-3%未満	0.31	2.51	2.61	0.88	2.80	2.70	2.84	3.21
-3～-2%未満	1.26	4.60	4.79	3.17	4.98	5.08	4.94	4.62
-2～-1%未満	4.40	5.44	7.94	8.16	7.92	8.82	7.61	6.56
-1～0%未満	41.61	10.46	14.61	20.63	13.94	16.71	12.96	11.14
0～1%未満	44.23	24.48	32.71	43.56	31.49	35.96	29.92	27.72
1～2%未満	4.82	11.92	13.08	12.81	13.11	12.79	13.22	10.40
2～3%未満	1.47	14.02	8.43	6.20	8.68	7.31	9.16	7.83
3～4%未満	0.52	7.32	5.07	1.69	5.45	3.97	5.97	5.58
4～5%未満	0.73	5.02	2.71	0.47	2.96	1.83	3.36	3.83
5～6%未満	0.21	2.72	1.60	0.61	1.71	1.19	1.90	2.78
6～7%未満	0.10	2.93	0.96	0.13	1.06	0.52	1.25	1.97
7～8%未満	0.00	0.84	0.56	0.20	0.60	0.32	0.70	1.37
8～9%未満	0.00	0.84	0.29	0.00	0.32	0.00	0.44	0.95
9～10%未満	0.00	0.84	0.24	0.07	0.26	0.06	0.34	0.79
10～20%未満	0.00	1.26	0.43	0.07	0.48	0.20	0.57	2.35
20～30%未満	0.00	0.21	0.01	0.00	0.02	0.00	0.02	0.42
30～40%未満	0.00	0.21	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.06
40～50%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02
50%以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注：1. 第1列目は、財政調整基金取崩額の標準財政規模比率のレンジ。
2. 第2列目以降は自治体別分布。単位：%。ただし、残高がゼロの自治体を除く。
3. サンプルサイズ（自治体数）は、補表7を参照。

② 一般市

1996年度から2016年度までの一般市（13,244サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナスになったのが全体の33.9%である。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の31.5%）であり、次いで1%未満の減少が13.9%と頻度が高い。最も大きく減少したのは、-30～-20%未満である。

人口10万人超の一般市（3,448サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナスになったのが、全体の35.9%である。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の36.0%）であり、次いで1%未満の減少が16.7%と頻度が高い。最も大きく減少したのは、-20～

-10%未満である。

人口10万人未満の一般市（9,796サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナスになったのが、全体の33.2%である。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の29.9%）であり、次いで2%以上3%未満の増加が13.2%と頻度が高い。マイナス領域では、1%未満の減少が13.0%で最も多く、最も大きく減少したのは、-30~-20%未満である。

(4) 町村

1997年度から2016年度までの町村（32,967サンプル）のうち、財政調整基金残高の差分がマイナスになったのが全体の33.9%である。最頻値は標準財政規模の1%未満の増加（全体の27.7%）であり、次いで1%未満の減少が11.1%と頻度が高い。財政調整基金の標準財政規模の50%を超える減少を経験した町村が4団体あり、最大は2004年度の愛媛県伊方町の-131.4%（財政調整基金取崩比率は131.5%）である。ただし、この減少の多くは、前年度と比較して39億円程度の財政調整基金が減少する一方で、特定目的基金が26億円程度増加したことから、特定目的基金に移し替えたためであると推察される¹⁸。このように財政力が豊かな団体ほど、豊富な財政調整基金残高を他の特定目的基金に移し替えており、財政調整基金残高の変動が大きいという点に注意が必要である。

3-3. 地方自治体区分別財政調整基金残高差分の分布（3年度合計）

図表8（a）と（b）は、それぞれ地方自治体区分別の財政調整基金差分比率の単年度と3年度合計の分布のマイナス領域のみを示している。以下では、3年度合計の分布をみることによって、中期的な財政運営のための財政調整基金の合理的な水準を考察する¹⁹。

(1) 都道府県

都道府県では、3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の48.7%である。標準財政規模の5%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.1%、3年度合計でも0.11%しかない。

(2) 東京特別区

東京特別区では、3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の28.2%である。標準財政規模の10%を超える残高の減少は、単年度ではわずか1.75%、3年度合計でも1.60%しかない。

¹⁸ また、2016年度の愛知県飛鳥村の財政調整基金差分比率は-82.1%（財政調整基金取崩比率は82.4%）であったが、これは特定目的基金（地域整備基金）への移し替えを行ったためである。

¹⁹ 図表8（b）の詳細は、補表8を参照。

(3) 都市

都市では、3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の35.7%である。標準財政規模の10%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.33%、3年度合計でも1.45%しかない。

① 政令市・中核市・特例市

3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の37.9%であり、標準財政規模の10%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.13%、3年度合計でも0.32%しかないこと、標準財政規模の5%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.81%、3年度合計でも2.23%しかないことがわかる。

② 一般市

一般市では、3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の35.4%である。標準財政規模の10%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.35%、3年度合計でも1.61%しかない。

人口10万人超の一般市では、3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の39.2%である。標準財政規模の10%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.12%、3年度合計でも0.87%しかない。

人口10万人未満の一般市では、3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の34.1%である。標準財政規模の10%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.43%、3年度合計でも1.86%しかない。

(4) 町村

町村では、3年度合計の場合、財政調整基金残高が減少した割合は全体の34.4%である。標準財政規模の10%を超える残高の減少は、町村は都市よりも高く、単年度では1.85%、3年度合計でも4.58%である。標準財政規模の20%を超える残高の減少は、単年度ではわずか0.28%、3年度合計でも1.02%しかない。

3年間という期間をとってみても、分析期間において、都道府県では99%超の確率で5%を超える減少は無かったことがわかる。都道府県では、財政調整基金残高の減少割合が市区町村と比較して高いものの、標準財政規模の1%未満の減少にそのほとんどが集中している。

市区町村をみると、分析期間において、東京特別区では、98%程度の確率で10%を超える減少は無かったこと、都市では大都市の人口規模に関係なく、98%程度の確率で10%を超える減少は無かったこと、町村では95%程度の確率で10%を超える減少は無く、99%程度の確率で20%を超える減少は無かったことがわかる。

図表 8 (a). 財政調整基金差分比率（単年度）の分布（マイナス部分のみ）

	都道府県	東京 特別区	都市					町村	
			政令・中核・ 特例市	一般市	10万人超		10万人未満		
					10万人超	10万人未満			
～-40%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	
-40～-30%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	
-30～-20%未満	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	0.04	0.19	
-20～-10%未満	0.00	1.26	0.30	0.13	0.32	0.12	0.39	1.58	
-10～-5%未満	0.10	1.67	2.10	0.67	2.26	1.60	2.49	4.38	
-5～-1%未満	6.18	14.02	16.85	12.74	17.31	17.43	17.26	16.56	
-1～0%未満	41.61	10.46	14.61	20.63	13.94	16.71	12.96	11.14	
0%未満	47.90	27.41	33.88	34.19	33.85	35.85	33.15	33.94	

図表 8 (b). 財政調整基金差分比率（3年合計）の分布（マイナス部分のみ）

	都道府県	東京 特別区	都市					町村	
			政令・中核・ 特例市	一般市	10万人超		10万人未満		
					10万人超	10万人未満			
～-40%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	
-40～-30%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	
-30～-20%未満	0.00	0.23	0.08	0.00	0.09	0.03	0.12	0.69	
-20～-10%未満	0.00	1.37	1.37	0.32	1.51	0.84	1.74	3.55	
-10～-5%未満	0.11	4.35	5.13	1.91	5.57	4.67	5.87	6.98	
-5～-1%未満	11.53	13.50	18.25	19.77	18.05	21.18	16.97	15.27	
-1～0%未満	37.07	8.70	10.86	15.88	10.19	12.44	9.41	7.58	
0%未満	48.71	28.15	35.70	37.88	35.40	39.17	34.11	34.41	

注：1. (a) (b)はそれぞれ財政調整基金残高の単年度差と3年度合計の標準財政規模比率。
 2. 単位：%。「0%未満」はマイナス部分の分布の合計値。ただし、残高がゼロの自治体を除く。
 3. (a) (b)の詳細はそれぞれ、図表7と補表8を参照。

3-4. 地方自治体区分別財政調整基金残高の合理的水準と実態との比較

ここでは、中期（3年度）の財政運営を想定し、財政調整基金残高の差分の3年度合計から、各地方自治体別の財政調整基金残高の合理的な保有水準を、財政調整基金残高が急激な増加に転じる前の2008年度と後の2016年度を評価時点として考察する。図表9 (a) と (b) は、2008年度と16年度の地方自治体区分別財政調整基金比率の分布を示している。

(1) 都道府県

都道府県では、2008年度と2016年度で共に、57.5%の都道府県（27団体）で財政調整基金残高が標準財政規模の1～5%未満であり、合理的水準に収まっていた可能性がある。一方、2008年度では4.3%（2団体）、2016年度では29.8%（14団体）が5%以上で、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

(2) 東京特別区

特別区についてみると、2008年度では、30.4%の特別区（7団体）が5%～10%未満で、合理的水準に収まっていた可能性がある。一方、2016年度では、すべての団体が10%以上であり、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。特に、50%以上100%未満が2団体、100%以上が1団体存在する。

(3) 都市

都市全体についてみると、2008年度では、32.5%の都市（782団体のうち254団体）が5%～10%未満、2016年度では16.1%の都市（704団体のうち、113団体）が5%～10%未満で、合理的水準に収まっていた可能性がある。一方、2008年度では44.8%（350団体）の都市が、2016年度では78.1%（550団体）の都市が10%以上であり、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

① 政令市・中核市・特例市

2008年度では34.3%の都市（99団体のうち34団体）、2016年度では27.4%の都市（95団体のうち26団体）が5%～10%未満で、合理的水準に収まっていた可能性がある。一方、2008年度では24.2%（24団体）の都市が、2016年度では52.6%（50団体）の都市が10%以上であり、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

② 一般市

2008年度では34.3%の一般市（683団体のうち220団体）、2016年度では14.3%の一般市（609団体のうち87団体）が5%～10%未満で、合理的水準に収まっていた可能性がある。一方、2008年度では47.7%（326団体）の一般市が、2016年度では82.1%（500団体）の一般市が10%以上であり、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

人口10万人超の一般市についてみると、2008年度では36.6%の一般市（164団体のうち60団体）、2016年度では21.6%の一般市（139団体のうち30団体）が5%～10%未満で、合理的水準に収まっていた可能性がある。一方、2008年度では37.2%（61団体）の一般市が、2016年度では72.7%（101団体）の一般市が10%以上であり、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

人口10万人未満の一般市についてみると、2008年度では30.8%の一般市（519団体のうち160団体）、2016年度では12.1%の一般市（470団体のうち57団体）が5%～10%未満で、合理的水準に収まっていた可能性がある。一方、2008年度では51.1%（265団体）の一般市が、2016年度では84.9%（399団体）の一般市が10%以上であり、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

(4) 町村

町村についてみると、2008年度では、33.8%の団体（994団体のうち336団体）が10～20%

未満、2016年度では16.1%の団体（838団体のうち135団体）が5%～10%未満で、合理的水準に収まっていた可能性があるが、2008年度では43.5%（432団体）の団体が、2016年度では78.9%（661団体）の団体が20%以上であり、合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

図表9(a). 地方自治体区別財政調整基金比率の分布（2008年度）

	都道府県	東京特別区	都市	政令・中核・特例市		一般市		町村
						10万人超	10万人未満	
0%	4.26	0.00	1.66	2.02	1.61	1.83	1.54	0.30
0～1%未満	34.04	0.00	3.58	11.11	2.49	1.22	2.89	1.01
1～5%未満	57.45	0.00	17.52	28.28	15.96	23.17	13.68	6.44
5～10%未満	2.13	30.43	32.48	34.34	32.21	36.59	30.83	14.99
10～20%未満	2.13	30.43	31.97	22.22	33.38	29.27	34.68	33.80
20～30%未満	0.00	17.39	9.72	2.02	10.83	7.32	11.95	20.02
30～40%未満	0.00	8.70	2.30	0.00	2.64	0.61	3.28	11.97
40～50%未満	0.00	0.00	0.64	0.00	0.73	0.00	0.96	4.43
50～60%未満	0.00	4.35	0.13	0.00	0.15	0.00	0.19	2.72
60～70%未満	0.00	8.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.91
70～80%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.11
80～90%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50
90～100%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
100%以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.80
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

図表9(b). 地方自治体区別財政調整基金比率の分布（2016年度）

	都道府県	東京特別区	都市	政令・中核・特例市		一般市		町村
						10万人超	10万人未満	
0%	0.00	0.00	0.14	1.05	0.00	0.00	0.00	0.00
0～1%未満	12.77	0.00	0.14	1.05	0.00	0.00	0.00	0.12
1～5%未満	57.45	0.00	5.54	17.89	3.61	5.76	2.98	0.84
5～10%未満	27.66	0.00	16.05	27.37	14.29	21.58	12.13	4.06
10～20%未満	2.13	34.78	36.79	44.21	35.63	52.52	30.64	16.11
20～30%未満	0.00	30.43	23.30	8.42	25.62	14.39	28.94	20.41
30～40%未満	0.00	17.39	10.37	0.00	11.99	4.32	14.26	18.85
40～50%未満	0.00	4.35	4.12	0.00	4.76	1.44	5.74	13.25
50～60%未満	0.00	0.00	2.13	0.00	2.46	0.00	3.19	8.59
60～70%未満	0.00	4.35	0.71	0.00	0.82	0.00	1.06	5.73
70～80%未満	0.00	0.00	0.28	0.00	0.33	0.00	0.43	3.70
80～90%未満	0.00	4.35	0.14	0.00	0.16	0.00	0.21	1.91
90～100%未満	0.00	0.00	0.28	0.00	0.33	0.00	0.43	1.43
100%以上	0.00	4.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.01
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注：財政調整基金残高の標準財政規模に対する比率。単位：%

4. まとめと課題

本稿では、中期（3年度）の財政運営を仮定し、財政調整基金残高の差分の3年度合計から、標準財政規模比での財政調整基金の合理的な保有水準を分析した。分析結果は以下の通りである。

都道府県では、財政調整基金残高が標準財政規模の5%以上減少する確率が0.1%程度であるが、それ以上保有している団体は、2008年度の2.1%（2団体）から拡大し、2016年度では29.8%（14団体）が合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

東京特別区では、標準財政規模の10%以上減少する確率が2%未満程度であり、10%以上保有している団体は、2008年度の69.6%（16団体）から拡大し、2016年度ではすべての区が合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

都市では、10%以上減少する確率が2%未満程度であるが、10%以上保有している団体は、2008年度の44.8%から拡大し、2016年度では78.1%が合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。政令市・中核市・特例市では、一般市に比べて低く、2016年度では52.6%が合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。一般市は10万人超都市の72.7%、10万人未満都市の84.9%が合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

町村は、都道府県や市区と比べて、財政調整基金残高の減少幅が大きく、10%以上取り崩される確率が5%未満程度であるが、10%以上保有している団体は、2008年度の43.5%から拡大し、2016年度では町村の78.9%が合理的水準以上に財政調整基金を保有している可能性がある。

このように、財政調整基金に関する過去20年程度の財政運営の結果から、3年程度の中期的な財政運営を考えた場合、仮に1～2%程度しか発生しない財政リスクに備えるとした場合でも、都道府県では標準財政規模の5%未満、都市では10%未満、町村では20%未満の財政調整基金残高で対応できること、また、5%程度のリスクに対応できるように備えるとしても、町村の場合でも標準財政規模の10%程度の財政調整基金残高があれば、対応可能と考えることができる²⁰。

しかしながら、本稿の予備的分析からは、2016年度においては、都道府県の30%程度、東京特別区のすべて、都市の80%弱、町村も同様に80%弱程度が合理的水準以上に、財政調整基金を保有している可能性が示された。

上述のように、財政調整基金のほとんどが流動性の高い現金や預金で保有されている。本稿が示したように、財政調整基金残高が合理的な水準以上に過大であれば、国民経済的観点から

²⁰ 総務省自治財政局（2017）によれば、「標準財政規模の一定割合」を積立ると回答した団体（都道府県14団体、市町村376団体）のうち、都道府県では「5%以下」が10団体、「5%超10%以下」が4団体、市町村では「5%超10%以下」が147団体、「10%超20%以下」が142団体であった。最頻値でいえば、都道府県は「5%以下」、市町村は「5%超10%以下」である。

みて、多くの機会損失がもたらされている可能性がある。もしこの過度な積み増しが、将来の予算制約の回避志向やリスク回避志向が過度に増大したためであるならば、財政運営の持続可能性についての明確な見通しを各自治体が持つことができるような対策が不可欠であり、たとえば、地方財政制度の持続可能性を高めることが、資源配分の効率性を高める方法の一つである²¹。

最後に、本稿にはいくつかの課題が残されている。財政調整基金の取崩しや残高の変化の大きさは、各自治体が保有する財政調整基金残高の水準に依存するはずであるが、本稿の分析はこれを十分にコントロールできていない。また、これらは同様に、経済状況や国の地方財政対策の影響を受ける可能性があるが、これらの影響についても十分に把握されていない。したがって、経済状況の変化や政策等が財政調整基金残高の取崩しや残高の変化に与える影響等を予測することができない。さらに、財政調整基金とその他の特定目的基金との関係や、財政調整基金と代替財源である実質収支額との関係等を明らかにすべきである。

²¹ 地方財政計画において、臨時財政対策債が2001年度以降毎年度発行され、好況期においても大規模な地方財政対策が行われ続けている。

補表

補表1. 地方自治体区分別自治体数

年度	都道府県	特別区	都市					町村
			政令市	中核市	特例市	10万人超	10万人未満	
1996	47	23	12	12	0	196	448	2,564
1997	47	23	12	17	0	191	450	2,562
1998	47	23	12	21	0	187	450	2,562
1999	47	23	12	25	0	183	451	2,558
2000	47	23	12	27	10	179	442	2,557
2001	47	23	12	28	30	157	445	2,551
2002	47	23	12	30	37	148	448	2,537
2003	47	23	13	35	39	139	463	2,443
2004	47	23	13	35	40	155	489	1,789
2005	47	23	14	37	39	173	514	1,044
2006	47	23	15	37	39	171	520	1,022
2007	47	23	17	35	44	166	521	1,010
2008	47	23	17	39	43	164	520	994
2009	47	23	18	41	41	167	519	941
2010	47	23	19	40	41	169	517	941
2011	47	23	19	41	40	167	520	932
2012	47	23	20	41	40	166	522	930
2013	47	23	20	42	40	165	523	929
2014	47	23	20	43	40	164	523	928
2015	47	23	20	45	39	156	530	928
2016	47	23	20	48	36	156	531	927

注：図表1のサンプルサイズ。

補表2. 合併団体・非合併団体数

年度	都道府県	特別区	非合併都市	町村
1996	0	0	667	2,564
1997	0	0	669	2,562
1998	0	0	669	2,562
1999	1	0	669	2,558
2000	2	0	667	2,557
2001	5	0	666	2,551
2002	9	2	665	2,535
2003	34	7	654	2,436
2004	182	68	549	1,721
2005	397	157	379	887
2006	403	157	378	865
2007	405	158	377	852
2008	414	158	368	836
2009	424	161	361	780
2010	366	152	333	697
2011	368	152	332	688
2012	368	152	334	687
2013	368	152	335	687
2014	368	152	335	686
2015	368	152	335	686
2016	372	152	332	686

注：図表2のサンプルサイズ。

補表 3. 財政調整基金比率と高齢化率との関係についての記述統計量

	年度	高齢化率	団体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
都市	2010	10%台	88	12.7	9.2	0.4	73.0
		20%台	465	13.1	9.0	0.0	67.4
		30%台	136	16.0	10.2	0.0	54.0
		40%以上	10	15.3	10.9	0.0	35.5
	2015	10%台	24	17.4	9.0	1.6	42.3
		20%台	386	16.8	10.7	0.4	89.9
		30%台	271	22.8	13.4	0.0	82.7
		40%以上	22	34.8	18.3	9.4	94.8
町村	2010	10%台	69	35.1	37.5	3.7	200.2
		20%台	329	26.9	20.7	0.0	140.5
		30%台	356	26.7	16.0	0.0	101.8
		40%以上	94	35.5	22.8	5.4	111.3
	2015	10%台	20	67.0	72.8	7.3	257.7
		20%台	216	37.6	31.1	4.2	277.8
		30%台	414	37.1	25.1	1.0	191.4
		40%以上	188	48.7	30.3	6.6	195.6

注：図表 3 の詳細。

補表 4 (a). 財政力指数別自治体数

年度	財政力指数											
	0-	0.1-	0.2-	0.3-	0.4-	0.5-	0.6-	0.7-	0.8-	0.9-	1.0-	1.1-
1996	76	694	657	421	376	277	230	156	111	78	62	93
1997	79	684	659	431	364	288	226	154	118	88	57	83
1998	80	676	656	436	369	281	241	153	123	90	48	78
1999	74	691	655	450	375	284	233	153	133	73	43	64
2000	78	708	655	458	379	280	239	140	135	60	36	58
2001	71	701	659	463	384	280	240	141	139	58	29	57
2002	50	665	673	464	377	288	250	150	135	69	29	61
2003	34	588	664	452	364	300	251	163	140	74	32	69
2004	14	370	481	379	302	263	235	150	133	78	38	77
2005	9	200	304	252	226	211	173	127	128	64	46	80
2006	6	190	283	248	217	211	180	123	127	75	50	93
2007	6	184	273	230	213	210	175	132	123	79	59	108
2008	6	184	269	214	202	193	175	142	134	80	65	112
2009	10	192	252	209	206	179	170	129	127	81	61	110
2010	12	201	255	198	172	144	145	114	110	72	57	68
2011	17	217	247	204	176	145	152	105	110	68	53	46
2012	23	224	247	210	180	146	148	103	127	71	33	29
2013	25	221	250	210	175	147	148	108	121	84	29	24
2014	28	221	245	213	169	143	152	112	116	87	30	25
2015	23	218	250	207	176	148	139	117	116	90	30	27
2016	16	214	251	211	171	153	140	115	124	82	32	33

補表 4 (b). 財政調整基金比率と財政力指数との関係

年度	財政力指数											
	0-	0.1-	0.2-	0.3-	0.4-	0.5-	0.6-	0.7-	0.8-	0.9-	1.0-	1.1-
1996	21.08	15.21	13.25	14.68	14.80	14.33	13.62	13.46	11.99	9.53	8.52	20.68
1997	21.36	14.57	13.10	14.38	14.55	14.48	12.99	12.63	11.71	8.73	9.79	20.28
1998	21.12	13.79	12.67	13.93	13.85	13.41	12.11	12.03	10.83	7.92	8.98	19.73
1999	20.91	14.31	13.30	14.57	14.60	14.58	12.44	12.52	10.42	8.51	10.82	21.75
2000	21.46	15.56	14.47	15.80	15.67	15.76	13.99	12.37	11.74	8.76	13.86	22.72
2001	21.28	16.94	15.78	16.86	16.60	17.21	14.83	14.55	12.05	8.99	15.45	24.80
2002	23.61	17.70	16.68	16.89	16.77	17.13	14.91	14.27	12.44	9.16	12.82	24.77
2003	23.66	19.52	18.18	18.72	18.25	17.55	17.19	15.85	13.25	12.03	11.88	26.87
2004	28.10	20.28	16.58	17.35	16.86	16.34	15.46	14.92	12.89	11.54	12.52	24.73
2005	27.00	20.25	16.68	16.51	14.73	16.73	12.79	15.68	13.19	11.98	13.53	25.35
2006	27.64	21.54	17.35	17.11	15.15	16.24	14.05	14.77	14.35	12.24	16.80	25.06
2007	23.54	22.11	16.71	17.24	14.56	15.42	14.77	12.89	12.62	13.14	12.58	24.61
2008	21.71	24.24	19.33	16.72	15.79	15.34	16.26	12.83	12.72	13.94	12.31	26.62
2009	27.16	27.28	20.92	19.06	16.85	16.92	15.21	13.57	12.96	14.34	10.52	26.69
2010	36.00	32.58	23.44	21.13	21.05	20.19	17.72	14.39	15.05	15.97	14.39	32.84
2011	39.68	37.77	27.92	24.41	22.87	22.41	19.30	17.21	16.41	13.86	16.10	42.92
2012	44.48	40.07	30.59	27.26	23.92	23.83	19.48	19.10	16.92	13.65	24.72	51.58
2013	50.11	44.11	33.16	28.56	25.63	24.31	21.57	19.61	17.52	15.04	29.93	56.29
2014	54.40	48.09	34.59	30.00	25.62	25.36	22.35	19.27	18.17	15.76	31.72	56.61
2015	55.02	49.47	36.66	31.46	25.95	26.37	23.37	19.22	18.46	18.29	27.08	54.60
2016	55.57	53.43	38.26	32.88	26.10	26.63	23.69	19.56	18.46	18.06	24.88	44.93

注：図表 4 の詳細。

補表 5 (a). 財政調整基金残高の現金・預金割合の推移

年度	都道府県	東京特別区	都市	政令市・中核市・特例市	一般市	町村
1996	98.0	100.0	95.0	86.4	95.3	98.8
1997	97.1	100.0	95.5	89.6	95.7	98.9
1998	98.1	100.0	96.1	92.7	96.2	99.1
1999	98.2	100.0	95.4	93.3	95.5	99.2
2000	99.1	99.0	95.4	88.7	95.9	99.3
2001	97.4	88.6	93.9	88.6	94.5	99.0
2002	94.8	82.9	94.4	89.4	95.1	98.7
2003	93.0	77.6	94.7	88.9	95.5	98.6
2004	93.1	77.0	94.8	87.4	95.8	98.6
2005	94.8	75.3	94.8	85.8	96.0	97.8
2006	95.4	75.0	94.1	86.7	95.0	97.7
2007	93.2	68.0	94.2	87.4	95.1	97.7
2008	93.4	65.5	94.7	90.6	95.3	97.2
2009	91.8	67.2	95.0	91.3	95.6	97.7
2010	92.7	78.2	95.2	92.9	95.6	97.7
2011	94.2	74.7	95.4	93.8	95.6	97.1
2012	94.4	79.7	94.7	93.0	95.0	96.9
2013	95.2	77.4	94.6	92.5	94.9	96.6
2014	94.3	77.3	94.6	95.3	94.5	96.4
2015	94.0	74.2	94.3	95.2	94.2	96.1
2016	93.8	77.1	93.5	93.3	93.5	95.1

補表 5 (b). 自治体数

年度	都道府県	東京特別区	都市	政令市・中核市・特例市	一般市	町村
1996	47	22	655	22	633	2,558
1997	47	22	658	28	630	2,557
1998	45	22	658	32	626	2,558
1999	45	22	658	35	623	2,555
2000	44	23	659	47	612	2,554
2001	45	23	659	68	591	2,549
2002	45	23	662	78	584	2,531
2003	44	23	677	85	592	2,438
2004	43	23	717	86	631	1,780
2005	44	23	764	88	676	1,044
2006	44	23	768	89	679	1,020
2007	45	23	769	94	675	1,008
2008	45	23	769	97	672	991
2009	46	23	774	99	675	940
2010	46	23	690	90	600	848
2011	46	23	693	90	603	840
2012	46	23	698	92	606	839
2013	47	23	699	93	606	839
2014	47	23	700	94	606	838
2015	47	23	702	95	607	838
2016	47	23	703	94	609	838

注：図表 5 の詳細とサンプルサイズ（自治体数）。財政調整基金残高がゼロの自治体を除く。

補表 6. 財政調整基金取崩状況別自治体数

	都道府県	東京 特別区	都市	一般市				町村
				政令・中核・ 特例市		10万人超	10万人未満	
取崩無	343	228	6,446	624	5,822	1,374	4,448	11,189
0～1%未満	458	66	2,099	354	1,745	596	1,149	9,138
1～2%未満	97	47	1,780	206	1,574	504	1,070	3,429
2～3%未満	37	45	1,427	134	1,293	356	937	2,580
3～4%未満	9	27	1,005	68	937	240	697	1,839
4～5%未満	5	21	689	44	645	153	492	1,263
5～6%未満	4	12	441	23	418	85	333	915
6～7%未満	1	10	281	12	269	44	225	648
7～8%未満	0	5	180	6	174	35	139	451
8～9%未満	0	4	124	5	119	25	94	312
9～10%未満	0	3	70	5	65	8	57	262
10～15%未満	0	8	149	1	148	24	124	607
15～20%未満	0	2	26	1	25	4	21	168
20～25%未満	0	0	7	0	7	0	7	92
25～30%未満	0	0	2	0	2	0	2	45
30～35%未満	0	0	1	0	1	0	1	12
35～40%未満	0	0	0	0	0	0	0	7
40～45%未満	0	0	0	0	0	0	0	3
45～50%未満	0	0	0	0	0	0	0	3
50%以上	0	0	0	0	0	0	0	4
計	954	478	14,727	1,483	13,244	3,448	9,796	32,967

注：図表6のサンプルサイズ（自治体数）。財政調整基金残高がゼロの自治体を除く。

補表 7. 財政調整基金差分比率別自治体数

	都道府県	東京 特別区	都市					町村
				政令・中核・ 特別市	一般市	10万人超	10万人未満	
～-50%未満	0	0	0	0	0	0	0	3
-50～-40%未満	0	0	0	0	0	0	0	10
-40～-30%未満	0	0	0	0	0	0	0	15
-30～-20%未満	0	0	4	0	4	0	4	63
-20～-10%未満	0	6	44	2	42	4	38	520
-10～-9%未満	0	0	23	0	23	3	20	144
-9～-8%未満	0	2	26	2	24	3	21	182
-8～-7%未満	0	3	51	2	49	10	39	238
-7～-6%未満	1	0	80	1	79	13	66	371
-6～-5%未満	0	3	129	5	124	26	98	509
-5～-4%未満	2	7	221	8	213	29	184	718
-4～-3%未満	3	12	384	13	371	93	278	1,059
-3～-2%未満	12	22	706	47	659	175	484	1,522
-2～-1%未満	42	26	1,170	121	1,049	304	745	2,161
-1～0%未満	397	50	2,152	306	1,846	576	1,270	3,674
0～1%未満	422	117	4,817	646	4,171	1,240	2,931	9,138
1～2%未満	46	57	1,926	190	1,736	441	1,295	3,429
2～3%未満	14	67	1,241	92	1,149	252	897	2,580
3～4%未満	5	35	747	25	722	137	585	1,839
4～5%未満	7	24	399	7	392	63	329	1,263
5～6%未満	2	13	236	9	227	41	186	915
6～7%未満	1	14	142	2	140	18	122	648
7～8%未満	0	4	83	3	80	11	69	451
8～9%未満	0	4	43	0	43	0	43	312
9～10%未満	0	4	36	1	35	2	33	262
10～20%未満	0	6	64	1	63	7	56	775
20～30%未満	0	1	2	0	2	0	2	137
30～40%未満	0	1	1	0	1	0	1	19
40～50%未満	0	0	0	0	0	0	0	6
50%以上	0	0	0	0	0	0	0	4
計	954	478	14,727	1,483	13,244	3,448	9,796	32,967

注：図表 7 のサンプルサイズ（自治体数）。財政調整基金残高がゼロの自治体を除く。

補表8. 地方自治体区分別財政調整基金差分比率（3年度合計）の分布（1998-2016年度）

	都道府県	東京 特別区	都市	一般市		町村		
				政令・中核・ 特例市	10万人超	10万人未満		
～-50%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06
-50～-40%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08
-40～-30%未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20
-30～-20%未満	0.00	0.23	0.08	0.00	0.09	0.03	0.12	0.69
-20～-10%未満	0.00	1.37	1.37	0.32	1.51	0.84	1.74	3.55
-10～-9%未満	0.00	0.23	0.48	0.13	0.52	0.44	0.55	0.87
-9～-8%未満	0.00	1.37	0.64	0.13	0.70	0.61	0.74	1.10
-8～-7%未満	0.00	0.69	0.87	0.32	0.94	0.64	1.05	1.23
-7～-6%未満	0.11	0.92	1.35	0.57	1.45	1.08	1.58	1.61
-6～-5%未満	0.00	1.14	1.80	0.77	1.94	1.92	1.95	2.18
-5～-4%未満	0.22	1.14	2.24	1.47	2.34	2.08	2.43	2.69
-4～-3%未満	1.23	4.35	3.52	3.57	3.51	4.00	3.35	3.31
-3～-2%未満	3.02	3.43	5.15	5.42	5.11	5.92	4.83	4.22
-2～-1%未満	7.05	4.58	7.34	9.31	7.08	9.18	6.36	5.06
-1～0%未満	37.07	8.70	10.86	15.88	10.19	12.44	9.41	7.58
0～1%未満	32.14	10.98	14.77	23.41	13.60	15.20	13.06	13.32
1～2%未満	8.06	5.03	9.63	12.44	9.25	11.00	8.65	6.90
2～3%未満	5.15	7.55	8.49	8.86	8.43	9.52	8.06	6.36
3～4%未満	2.46	3.89	7.01	6.44	7.09	7.30	7.01	5.42
4～5%未満	1.68	5.72	5.44	4.08	5.63	5.21	5.77	4.74
5～6%未満	0.78	5.26	4.10	2.81	4.28	3.16	4.66	4.39
6～7%未満	0.45	5.49	3.23	1.28	3.50	2.82	3.73	3.28
7～8%未満	0.22	5.72	2.46	0.89	2.67	1.85	2.95	2.83
8～9%未満	0.11	4.58	1.99	0.57	2.18	1.38	2.46	2.28
9～10%未満	0.00	3.43	1.60	0.45	1.75	1.31	1.90	2.11
10～20%未満	0.22	10.98	5.06	0.70	5.64	2.02	6.89	10.19
20～30%未満	0.00	1.60	0.45	0.19	0.49	0.07	0.63	2.37
30～40%未満	0.00	1.14	0.08	0.00	0.09	0.00	0.12	0.79
40～50%未満	0.00	0.46	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.32
50%以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

- 注：1. 第1列目は、財政調整基金残高差分の標準財政規模比率のレンジ。
2. 第2列目以降は自治体区別分布。単位：%。ただし、残高がゼロの自治体を除く。
3. 図表8(b)の詳細。

参考文献・資料

- 足立泰美・赤井伸郎・石川達哉（2017）「地方自治体の財政調整基金残高拡大の要因分析－将来の財政制約への備えに着目した分析－」日本財政学会第74回大会報告論文。
- 宮下量久・鷺見英司（2016）「自治体合併前の積立金に関する実証分析」日本財政学会第73回全国大会報告論文。
- 宮下量久・鷺見英司（2017a）「合併自治体の財政調整基金に関する実証分析」『日本地方財政学会研究叢書』24号, pp.125－149。
- 宮下量久・鷺見英司（2017b）「財政調整基金の決定要因に関する実証分析」日本計画行政学会第40回全国大会報告論文。

（参考資料）

- 経済財政諮問会議（2017）「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」
 (<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/0609/agenda.html>：アクセス日2019年1月17日)
- 総務省自治財政局（2017）「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果」
 (http://www.soumu.go.jp/iken/h28_118776.html：アクセス日2019年1月13日)